

2025年6月12日

森脇 久紀

森脇議員

日本共産党の森脇 久紀でございます。

まず、波多洋治元議長のご逝去に対しまして心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

■質問1、物価高騰対策について

それでは、物価高騰から暮らしを守る問題のうち、消費税とインボイス制度についてうかがいます。

消費税に関する最近の世論調査をみると、「減税または廃止」を求める回答は約75%、4分の3にもものぼっています。また、「インボイス制度を考えるフリーランスの会」がおこなった「1万人のインボイス実態調査」では、回答した課税業者90.8%が消費税に「非常に負担または負担を感じている」とし、インボイス登録事業者の8割近くが「価格転嫁できていない」と回答しています。いずれの結果からも、暮らしや営業の厳しい実態がみとれます。したがって、暮らしと営業を守るためには、消費税の減税、インボイス制度の廃止を実現し、負担能力に応じた税金制度への改善をはかることが必要だと考えます。これまで知事は、消費税の減税を求める私どもの質問に、「国に求めることは考えていない」と答弁され、インボイス制度については昨年の予算総括協議会で「大きな混乱は生じていない」と答弁されましたが、深刻さを増している現時点で、消費税減税やインボイス制度廃止についてどのようにお考えでしょうか。物価高に苦しむ県民や小規模事業者等の思いに対する受け止めとあわせて知事にうかがいます。

次に、物価高を上回る賃金の引き上げについてうかがいます。

毎月勤労統計調査地方調査結果から「岡山県の賃金の動き」をみると、今年3月分の定期給与指数が全国の消費者物価総合指数「前年同月比3.6%上昇」を下回っている業種は、常用労働者が30人以上の事業所14業種のうち5業種あり、うち4業種で給与指数の前年比はマイナスでした。常用労働者が5～29人の事業所では、9業種で給与指数が物価指数を下回り、うち8業種で給与指数の前年比がマイナスでした。月々の動きを遡ってみますと、業種や事業所規模によって若干の違いはあるものの、多くのところでこの数年、給与水準が物価上昇に追いつかない厳しい状況にあったことがみとれます。

県内の中小企業・小規模事業者の労働者に物価高を上回る賃上げを確実にすすめることは、働く人の暮らしはもちろん、地域経済にとっても有益だと思います。賃上げのための支援を求めた以前の質問で知事は、「賃金は労使の関係で決まる。県は生産性向上の支援をおこなう」と答弁されました。中小企業の経営自体が厳しい状況におかれているなか、生産性が向上しても賃金引き上げにつなげるのはなかなか厳しいのではないかと思います。2月の予算

総括協議会で須増議員が、岩手県、徳島県などで行われている賃上げのための財源不足を補うための支援策を紹介しましたが、今そういう対策が必要ではないでしょうか。中小企業において確実に賃上げにつなげる支援策の必要性とあわせ、知事のご所見をうかがいます。

この項最後に、福祉分野への支援についてうかがいます。

訪問介護事業所の介護報酬が削減され、全国的に事業所の廃業が相次いでいることを、わが党議員の質問でとりあげてきました。物価高騰の影響もあり、事態はいっそう深刻になるなかで、報酬の期中改定を求める声が広がっています。早急な報酬改定を国に強く要望していただきたいと思いますがいかがでしょうか、知事にうかがいます。

国の「賃金構造基本統計調査」によると、昨年の介護職員の平均月給は全産業平均に比べ、月8万3千円も低い水準です。介護職員等の賃金引上げのため、「福祉・介護職員等処遇改善加算」が設けられていますが、全産業水準との差は前年度からさらに1万4千円広がっており、加算による改善には限界があると思います。人件費は事業所運営の主要な部分であることを考えると加算でなく基本報酬に組み入れることを国に求めていただきたいと思いますが、子ども・福祉部長にうかがいます。

さらに県は昨年度の国の補正予算で措置された「介護人材確保・職場環境改善等事業」を実施しています。介護人材の流出を防ぐため、生産性向上や業務効率化の計画を策定することで、一時金として介護職員等の人件費にも充てることができるというものですが、申請した事業所の割合をお知らせください。同様の事業が障害福祉分野でも実施されていますので、あわせて、子ども・福祉部長にうかがいます。

どこに住んでいても安心して暮らせる地域をつくるために、福祉は欠かせません。福祉に携わる人材確保のため、福祉・介護職員等に県独自の賃上げ支援策を創設してはいかがでしょうか、知事にうかがいます。

■答弁 伊原木知事

日本共産党の森脇委員の質問にお答えいたします。

物価高騰対策についてのご質問であります。

まず、消費税減税等についてであります。県内経済の先行きの不透明感が高まる中、引き続き物価高により県民や事業者は厳しい状況にあるものと受け止めております。消費税減税やインボイス制度廃止に対する考えについては、これまでと同様であります。

次に、賃上げの支援策についてであります。賃上げは、各企業の業績や労使関係などを基に決定されるものであり、お話の支援策については考えていないところでありますが、企業が持続的な賃上げを実現するためには、生産性の向上や適正な価格転嫁により賃上げの原資を生み出すことが不可欠であることから、引き続き、中小企業の稼ぐ力の強化に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、福祉分野のうち報酬改定の国への要望についてであります。訪問介護事業所の運営は厳しい状況にあることから、定期改定を待つことなく臨時改定等の措置を速やかに講じることなどについて、全国知事会や中国地方知事会を通じ、既に、国に対し要望を行っているところであります。

引き続き、様々な機会を捉え、持続可能な介護保険制度となるよう要望してまいりたいと存じます。

次に、県独自の賃上げ支援策についてであります。介護保険制度をはじめとする福祉施策は、国において、様々な観点から検討の上、制度設計がなされるべきであると考えており、お話の県独自の賃上げ支援策は考えておりませんが、国への要望等を通じて処遇改善を図り、福祉・介護人材の確保に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

■答弁 子ども福祉部長

お答えいたします。

まず、福祉分野のうち福祉・介護職員等処遇改善加算についてであります。既に、全国知事会を通じ、国に対し、加算ではなく基本報酬に組み込み、恒久的な措置をすることを提言しているところであり、今後も、こうした機会を捉え、福祉・介護職員の処遇改善に向けた要望等を行ってまいりたいと存じます。

次に、介護人材確保・職場環境改善事業についてであります。補助金を受けるためには、介護職員等処遇改善加算を取得していることに加え、職場環境改善等に取り組むことが必要とされており、これらの要件を満たす事業所のうち、介護分野、障害福祉分野ともに約84%が申請しております。

なお、全事業所に対する申請の割合は、介護分野、約60%、障害福祉分野、約73%となっております。

以上でございます。

■再質問 森協議員

ご答弁それぞれありがとうございました。賃金引き上げの支援についてお伺いしたいと思うんですけれども、中小企業のこれまで生産性向上など県の支援策様々あったと思うんですけれども、それでもなおなかなか給与引き上げのための源資を稼ぐことができない、厳しい状況におかれているというのが最初の（質問で示した）データだったと思うんですよね。そういう中でその、呼び水と言いましょか、このきっかけを作るために引き上げのためのその源資を一部補助するというような取り組み、岩手県の取り組みなど学ぶことはできないんでしょうか。岩手県の取り組みについて知事どの辺りまでご存知なんでしょうかね。（知事、横に首を振る）それは置いておいて、県として呼び水的な支援策が考えられないのかと思いますが、いかがでしょう。

■答弁 伊原木知事

例えば、二ワトリ卵の関係になっている状態、電気自動車EVとそれから充電設備はその関係にあると思いますけれども、そういう場合、このデッドロックを外すために呼び水となるようなものを入れてそこから好循環を生み出すということはあろうかと思いますが、私は賃金がそういう二ワトリ卵の関係になっていて、何かちょっとした呼び水が非常に

大きな効果をもたらすということにはなっていないと理解をしています。

■再々質問 森協議員

岩手県はですね、時給にして60円アップした事業所に1年間これを継続するというところで1日8時間働いて1ヶ月20日間としますと、ざっと月平均1万円弱ぐらいになるんですね、年間12万円。これに対して半額6万円上限で補助しようというということで働く人の給料増えれば、それは地域での消費にも回る、地域経済を潤すという点でも大きなメリットがあるという風に思うんですけども、その点についてどんなでしょうか。

■答弁 伊原木知事

私が習った経済学ではそれがあまり有効だということになっていないわけでありまして。ただ、経済学そのものが動いているわけでありまして、自分が習っていないから否定するものでもありません。せっかく先行県が色々な取り組みをしてくださっていますので、非常に効果がありそうだということであれば当然我々も、考えていくということでございます。

■再質問 森協議員

介護の関係の質問で再質問させていただきますが、知事会なんかを通じて国の方にしっかり要望していただいているということは大変ありがたく思っておりますし、また心強く思っております。今全国的に本当に介護事業所の方々の運営っていうのが大変な事態になっている。人手不足もあり経費もかかる、もう事業所そのものが成り立たない。賃金を上げられないために人が集まらない、あるいは離職されてしまう。介護のヘルパーさんを派遣してほしいという申請を受けても派遣する人がいないという、そういう事態にもなっていると思うんですが、これらについてどこまで知事が認識されているのか少しお話を聞きたいと思っております。

■答弁 伊原木知事

介護保険制度、非常に私は着目点が良い、かつまた社会で求められているタイプの保険だったと思うんです。ただ、その制度設計の時にかなり、よかれと思ってのことなんでしょうけれども、当初思っていた制度設計と違う形で出発をしたということで需注バランスが非常に崩れやすい構造になっている。今、その心配をされていたことがまさに現実に起きていると私は理解をいたしております。実際に現場では本当に色々なご苦労が起きているということですので、もう少しこの需注をバランスさせるような仕組みの変化ということと、現場でのそれぞれの努力を応援するような取り組み、色々なことが必要だと考えております。

■要望 森協議員

はい、ありがとうございました。合わせて国の財源を介護保険導入の時に減らしてしまったというのも大きな問題だったんじゃないかと私思っております、国に国庫負担を増やすということも強く求めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

■再質問 森協議員

部長にお伺いするのは新しい事業（介護人材）に関してですね。84%申請されているということなんですけども、処遇改善加算を取っていないと申請できないってということで、全体にすれば60%あるいは73%ということになっているわけなんですけども、これから加算を取ってというところも認められると思いますので、もう締め切ったか分かりませんが、申請期間を延長するだとか、あるいは職場環境改善の計画なんかも結構組んでいかないといけないと思う。そういう計画の時間帯（を立てるのに）、時間（がかかること）も含めてですね、条件の緩和だとか、申し込み期間の延長あるいは二次募集とかそういうことは考えられないでしょうか。

■答弁 子ども・福祉部長

再質問にお答えいたします。介護人材確保職場環境保全事業の期間の延長等というご質問でございますが、これは現在締め切りを1回したところでございますので、現時点でそういったことは今考えておりませんが、また国の動きを注視してそういったことがあれば色々それに向けて申請率が上がるように色々できる努力をしていきたいと思っております。以上でございます。

■要望 森協議員

介護の分野というのは医療分野、地域の包括ケアや医療・介護の連携という、これから質問するんですけども、それとも関係がありますから、しっかりとした支援策を国と共に行っていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

■質問2、医療機関等への支援について

まず、国民健康保険料の統一についてうかがいます。

県は、現在、市町村が決めている国民健康保険料について、令和11年度保険料算定までを目標に「納付金ベースの統一」を行うことで市町村との合意を得、また、国は遅くとも令和18年度保険料算定までを目標に「完全統一」にする方針を決めました。県はこれまで、「市町村間の医療費水準に差異があり、保険料の算定方式も異なっていることなどから、直ちに保険料水準を統一していくことは困難」としていました。保険料統一へ踏み出す今回の方針は、これまでの認識と矛盾しますが、子ども・福祉部長の見解をうかがいます。

国保被保険者の最大の関心は今後の保険料がどうなるかだと思います。実際、いち早く保険料を統一した大阪府は、全国一高い保険料になっています。本来、命を守る国保なのに、物価高騰で生活が厳しくなり保険料が払えず命を奪う「酷保」（残酷の「酷」）にしてはなりません。これまで市町村がおこなってきた保健事業、保険料の独自減免、繰越金や基金の活用など保険料負担を抑えとりくみは、保険料統一後どうなるのでしょうか。保険料が大きく上がるような統一はやめるべきだと思いますが、あわせて子ども・福祉部長にうかがいます。

次に、医療提供体制についてうかがいます。

新型コロナウイルス感染症の流行がなかったかのように、医療提供体制の再編が大きく動きはじめています。昨年、「第9次岡山県保健医療計画」が策定されましたが、県は、新型コロナにより浮き彫りになった課題をどう総括され、「第9次計画」に反映されたのか保健医療部長にうかがいます。

病床再編を検討する地域医療構想調整会議においても、コロナ禍の教訓とともに、2024年度からスタートした「医師の働き方改革」を踏まえたうえで医療提供体制を確保することが求められると考えます。医師・看護師不足が問題となっており、さらには物価高で医療機関の経営が困難になるなかで、病床削減や統廃合だけが先行すれば、地域医療は崩壊しかねません。地域医療の提供体制を確保するためのとりくみをどう進められるのか、保健医療部長にうかがいます。

次に、病床数適正化支援事業についてうかがいます。

この事業は、効率的な医療体制の確保を図るため、今年9月30日までに病床数の削減を行う病院または診療所に対し、削減した病床1床あたり410万4千円支給される事業で、本県では、909床分もの要望があったとのこと。命の砦である病床を捨てなければならなくなるまで医療機関を追い詰めている結果ではないかと、今の医療行政に怒りと不安を感じました。

医療をめぐる政府方針の最大の問題は、「制度の持続可能性を確保する」ことを理由に「給付費用自体の抑制に取り組む」としていることです。病床削減ありきでなく、各地域における医療ニーズを具体的に検討し、地域医療を守るための支援こそ必要だと考えますが、知事の所見をうかがいます。

■答弁 伊原木知事

お答えいたします。地域医療についてのご質問あります。

病床数適正化支援事業についてであります。本事業は、国の経済対策に呼应し、新型コロナ後の受診行動の変容による医療需要の急激な変化等を受け、病床の削減を行う医療機関に対して支援を行うものであります。県としては、病床の見直しに当たっては削減を前提とすることなく、地域医療の現状や様々な課題について医療関係者や市町村等とも議論を重ね、検討していくものと承知しております。

今後とも、医療需要の将来推計などのデータ提供等を通じて議論の活性化を促すことで、将来にわたって県民が住み慣れた地域で必要とする医療が受けられる体制の確保を図ってまいりたいと存じます。以上でございます。

■答弁 子ども・福祉部長

お答えいたします。

まず、国民健康保険のうち保険料統一の方針についてであります。保険料水準の統一は国の方針で進められており、県でも市町村の意見を踏まえ、将来的には、県内で同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料となる完全統一を目指すことを、第3期岡山県国民健康保険運営方針に盛り込んでいるところであります。

このたび、保険者である市町村と協議を重ね、市町村の医療費水準を反映させない納付金ベースの統一について合意したところであり、引き続き、完全統一に向け、市町村との協議、検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、保険料負担を抑える取組等についてであります。今後、完全統一に向けて市町村と協議、検討する中で、これまで市町村が行ってきた保健事業など保険料を抑制する取組等の取扱いについて議論することとしており、併せて、統一後の保険料について、被保険者の過度な負担とならないよう留意してまいりたいと存じます。

以上でございます。

■答弁 保健医療部長

お答えいたします。

まず、医療提供体制のうち、課題の総括等についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、二次医療圏における確保病床を上回る入院対象者が発生し、入院調整が難航するなどの課題が生じました。

このことを踏まえ、昨年3月に策定した第9次岡山県保健医療計画において、新たな項目として「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加し、本計画に沿って、医療機関等とまん延時の入院病床確保のための協定を締結するなど、新興感染症の流行に備えた体制の確保に取り組んでいるところであります。

次に、確保の取組についてであります。人口減少や高齢化が進む中、将来にわたり地域医療の提供体制を確保するためには、医療機能の分化・連携などにより、限られた医療資源を効果的・効率的に活用していく必要があると考えております。

今後とも、二次医療圏域ごとに設置している地域医療構想調整会議において、関係者間の協議を促すとともに、協議を踏まえた病床転換等の具体的な取組に対しては、国の制度を活用した補助を行うなどの様々な支援を通じ、地域の実情に応じた持続的な医療提供体制の確保を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

■再質問 森協議員

ご答弁ありがとうございました。国保についての保険料統一ですけれども、これまで述べてきた、本件の現状として市町村間の医療水準に差異がありという、この条件っていうのは全く変わってないと思うんですね。なのに踏み出すというのは国から言われたこと、それだけですか。

■答弁 子ども・福祉部長

再質問にお答えいたします。保険料統一の方針が矛盾するのではないかというようなご質問でございますが、平成29年に策定いたしました第2期の国民健康保険運営方針の中でも、直ちに水準を統一することは困難な状況と考えるが、将来的には統一を目指していくという風なことでうたっておりますので、決して今回の方針が今までの方向性と矛盾するものでは

ないと思っております。以上でございます。

■再々質問 森協議員

これから1つは5年ぐらいの目標でということなんでしょうけれども、その間にこの矛盾というか、その問題としてきた課題がですね、解決する策というのはあるんですか。

■答弁 子ども・福祉部長

再質問にお答えいたします。統一に向けての課題でございますが、統一の意義といたしましては被保険者数の減少への対応ですとか、小規模市町村への保険料の変動の抑制、それから県内どこにいても同じ負担で同じ給付を受けられることを目指すとして、被保険者間の公平性の確保を目指してございます。県内での医療機関、医療の差異っていうのがある状況はございますが、将来的にこういった国保の制度を維持していくためにも、そういった問題というのはこれから市町村と色々解決に向けて協議を進めていき、統一へ向けての協議を進めていきたいという風に考えております。以上でございます。

■再々質問 森協議員

これまで市町村では保険料が大きく上がらないようにということではいろんな努力をされてきました。ご答弁では過度な負担にならないようにということではあったんですけども、今後統一されたとしたらですね、してほしいんですけども、されたとした場合にそういった市町村のこれまでの取り組みっていうのはどうなるのでしょうか。県として何か策があるのでしょうか。

■答弁 子ども・福祉部長

再質問にお答えいたします。各市町村での保険の際、どうなっていくのかというようなご質問でございますが、保険料水準の統一に向けた第一歩となります納付金ベースの統一に当たりまして、医療水準の低い市町村にインセンティブを考えておりまして、完全統一に向けまして保険料が大きく上がる事がないように、引き続き市町村と検討することが必要と考えてございます。そうした中で、どういう風な方法があるのかというのを考えていきたいと思っております。以上でございます。

■再質問 森協議員

新型コロナによって浮き彫りになった課題ですけども、ご答弁では新興感染症の病床は確保すると言われるんですけども病床数を上回る患者さんが殺到したということで、医療機関にかかれずに命を落としたっていう方も出ました。また一般の病気の方もコロナの影響でスムーズに入院ができなくて手遅れになって亡くなったという方も私の知り合いでもいたんですけども、そういう状況になりました。そういう中で、全体として（病床を）減らしてしまって大丈夫なんですか。その辺り不安を感じるんですけども。

■答弁 保健医療部長

再質問にお答えいたします。コロナ禍の教訓を踏まえまして今後そういった地域医療構想そのものでの病床の削減というか、そういったところについてどういう風なことを、整合性があるのかということだと思いますが、元々のその地域医療構想そのものの意義という意味では、その中長期を目指してですね、その地域ごとの医療ニーズを踏まえた形での医療提供体制を連携して機能分化していくところを議論していくと。その中にあって病床削減ありきではないですが、病床の見直しをするということは当然その視点に入るような議論になるということになります。

一方で先ほどの感染症が発生した場合というところではありますが、その議論と直接的かどうかはともかく、まず感染した方々をどこの医療機関でどのような形で医療を提供するかという時にあたっては、ちょっとその患者数のボリューム感もあって医療の連携がその当時うまくいってなかったところがあるだろうと思います。そういったことでは、ここの医療機関では感染症の治療をする、あるいはその感染症の患者を受け入れない病院であれば、他の患者さんの受け皿として医療を提供するというような、後方支援という形での役割分担をする。そういったことも含めて今回新興感染症対応ということで、医療提供体制の見直しという中で構築をしてきているということになりますので現有能力の中で医療の機能を精一杯発揮するというので、入院医療を必要とする方に漏れなくですね、医療を提供できるような体制を現在その医療協定を結ぶことによって対応しようという風に取り組んでいるものがあります。以上でございます。

■意見 森協議員

今後、国の方では11万床削減と、合わせて医療費も削減ということを目指して進めていくという計画で、岡山県でも3600ぐらい削減ですかね、その必要数と比較をすればというようなことになってくると思うんですけども、本当にこれで大丈夫なのかっていう思いを強くするんですね。地域の実情に応じて、地域医療体制を確保するっていうのが知事のご答弁でもありましたけどしっかりとそこを踏まえてですね、国の言いなりにならないようにしてほしいなという風に思います。

■質問3、障害のある方への支援について

就労継続支援A型事業所を解雇された障害のある方への支援についてうかがいます。

報道によると昨年度の障害福祉サービス等報酬改定が原因で県内では、昨年3月から6月までに約300人の障害のある方が解雇されました。県やハローワーク等には、再就職等の支援にとりこんでいただき、ありがたく思っています。

解雇された方々は、一般就労かA型事業所への再就職、B型事業所の利用、引き続き就職先を探していたり、再就職をあきらめた方もいるかもしれません。それぞれどのような割合になっているのでしょうか。また、再就職先やB型事業所での定着状況はいかがですか。

また、新しい慣れない職場で体調不良のために休みがちになっている方、新しい職場に合

わず再就職先を探したいという方、収入が減少したために生活が厳しくなっている方などから相談を受けることがあります。就労や生活面について相談でき、障害の特性を理解している方を配置した行政の窓口が必要だと思いたすがいかがでしょうか、併せて子ども・福祉部長にうかがいます。

■答弁 子ども・福祉部長

お答えいたします。

障害のある方への支援についてのご質問であります。昨年3月から今年3月までに就労継続支援A型事業所を解雇された方の移行先の割合は、一般就労やA型事業所が約2割、B型事業所は約7割、求職中等が約1割となっております。

移行先での状況調査は行っておりませんが、県が聞き取りをしたB型事業所では、多くの方が定着しており、中には一般就労に移行した方もいると聞いております。

また、障害特性に応じた就労や生活面の相談に対応できる窓口として、県内4ヶ所に障害者就業・生活支援センターを設置しており、労働局とも連携しながら丁寧に対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

■再質問 森協議員

ありがとうございました。B型事業所への利用というのが7割いらっしゃるということで、全体としてそういう支援の場、あるいは就職の場に就かれたということは大変良いんですけれども、B型事業所ってということになりますと工賃が下がってしまう方もたくさんいらっしゃると思うんですね。今までA型事業所で当てにしてきた収入が得られない、生活が大変だとおっしゃる方もいらっしゃいます。そういう方たちにもしっかり寄り添って、支援をしていただくということなんですけれども、そういう意味では就業・生活支援センターですかね、もう少し数を増やすことはできないでしょうか。今何箇所っておっしゃいましたけど、もう一度お願いします。

■答弁 子ども・福祉部長

再質問にお答えいたします。

障害者就業・生活支援センターの内容ということのご質問だと思いますが、現在県内4箇所、岡山、倉敷、高梁、津山に設置しております。こちらは労働局との連携で、就業的な自立に向けて雇用保険、福祉、教育の関係者が連携体制を構築しながら就業面とか生活面の一体的な支援を行う機関として、通称なかぼつセンターと呼んでおりますが、こういう形で支援の方に取り組んでいるところでございます。以上でございます。

増やすことについてですけれども現在、圏域ごとでの設置というのを考えておりますので、現行では4箇所で運営していきたいという風に考えております。以上でございます。

■意見 森協議員

身近なところに相談場所があるということも大事なことだと思いますので、できれば、県民局の支局単位ぐらいにお願いしたいなと思いますが、検討いただけたらありがたいです。

■質問4、米価高騰問題等について

米価高騰問題と深刻なコメ不足についてうかがいます。

まず、昨年に比べ2倍にもなる米価高騰を招いた原因をどう考えるかが、今後の農政を考えるうえで大事な問題だと思います。米価高騰の最大の原因について私は、コメの供給不足だと思いますが、農林水産部長はどう認識されていますか、うかがいます。

なぜ、コメ不足になったのか、この点も重要です。現在の国のコメ政策は、米価は市場まかせにし、コメの消費が年々減るという前提で農家に実態として減反・減産を誘導してきました。民主党政権時代につくられた戸別所得補償制度も第2次安倍政権時代に全廃されました。稲作農家は、2000年の175万戸から2020年に70万戸に、6割も減少しました。「コメ作ってメシ食えない」状況に追い込まれた結果だと思います。コメ不足と稲作農家減少の原因について、どう考えていますか、農林水産部長にうかがいます。

国民の主食であるコメの不足と米価高騰問題は、日本の農業政策がこれで良いのかという問題を突きつけたと思います。私は、以下の点で施策の転換が必要だと考えます。1つは、意欲ある人にはコメを作ってもらい、増産に向けた転換です。現在のコメ需給見通しでは、コメが余らないようぎりぎりの計画で農家に判断を求めており、これでは気候の影響や経済状況などわずかな変動でコメ不足になりかねません。実際になりました。安定したコメの生産が必要です。2つめは、農業の多面的機能、国土と自然環境を守る役割を施策に位置付け、所得補償をおこなうことです。そして、コメの価格を市場任せにするのではなく、農家には生産に見合う収入が保障され、消費者には手ごろな価格で提供できる仕組みを国の責任でつくることです。3つめは、ミニマムアクセス米の輸入を中止することです。今回の米価高騰問題等をふまえ、日本の農業政策がこのままで良いのかという点について知事のご所見をうかがいます。

また、本県においても、生産者を増やし、耕作面積を増やすことが喫緊の課題です。農家の所得補償の一環として、農業の多面的機能を位置づけた支援策を創設してはいかがでしょうか。併せて知事にうかがいます。

■答弁 伊原木知事

お答えいたします。

米価高騰問題等についてのご質問であります。農業政策への所見等についてであります。主食である米は、食糧安全保障上の重要な品目であり、国主導の下、地方が連携し、安定供給が図られることが重要と考えております。支援策の創設については、既に国の多面的支払制度があり、県独自の制度は考えておりません。一方で、「米の安定供給等実現関係閣僚会議」において、米の安定生産に向け議論されると聞いており、国の動向を注視してまいりたいと存じます。以上でございます。

■答弁 農林水産部長

お答えいたします。

米価高騰の原因についてであります。まず、米価高騰の原因についてであります。昨年の夏以降、米の不足感が高まり、県内スーパー等の小売価格は高い水準で推移し、国は、消費者の買い込み需要の増加や業者の在庫の積増しなど、様々な要因があるとしております。米価高騰は、こうした要因が複合的に作用したのではないかと推測できますが、原因究明には専門的な分析が必要であることから、現在、国が行っている分析の結果を待ちたいと考えております。

次に、米不足等の原因についてであります。昨年の夏以降、小売店等において、米の品薄といった状況が見受けられ、国が政府備蓄米の売渡しを開始していることは承知しております。原因については、消費者の買い込み需要の増加や業者の在庫の積増しなど、様々な要因が指摘されておりますが、現在、国が原因分析を行っており、その結果を待ちたいと考えております。

また、稲作農家の減少については、高齢化や後継者不在による担い手不足、米消費量の減少、小規模な経営が多く収益性が低いことなどによるものと考えております。以上でございます。

■再質問 森協議員

ご答弁ありがとうございました。原因については様々ということなんですけども、国の動向も見守りながらということでもありますけども、県としてどういう問題があったのか、その点についても検討していただきたいなと思っております。今現在ではその米価格というのは市場原理に委ねられているということになっているんですけども、この点についてどうなんですか。その結果結局安いものを供給すれば農家の皆さんの収入にはならないと、消費者の方に安い値段で供給すれば農家の皆さんの生産に見合うコストにならないという、一時時給10円だという問題もありましたけどもね、そういうことの繰り返しだと思うんですけど、やはり政府がきちんと関与して農家の皆さんには生産、再生産できる（収入の）保障、そして消費者の方々には手頃な価格で食料が提供できるその仕組みっていうのは主食ですから必要だと感じませんか。知事にお伺いいたします。

■答弁 伊原木知事

世の中に生産されている品目が何十万品目、何百万品目あるのか分かりませんが、ほとんどの品目は市場での価格決定に任されており、ほぼほぼ問題が起きていないということでございます。一般的な物価上昇等を別とすればということでありまして、大体何か統制が起きればその方が問題が起きる可能性が高まるというのが、経済学の教えるところでございます。ただ、米が主食であるのでなかなかそういう一般的な品目のように自由に任せられないので、こういうことも逆に起きてしまうという風に感じております。

■再々質問 森協議員

はい、ありがとうございます。やはり主食だということがポイントだと思うんですね。農業にですね、多面的支払い制度があるというお話もありましたけれども、農家の皆さんがその作物を作る以外にも、農地を守るということもありますけれども、同時にその仕事ってというのは、災害から住民の皆さんを守る、災害を防ぐ、あるいは自然環境を守る様々な役割を果たしてくれて、そこには十分な保障（手当）てというのはないわけですよ。農家だからするのが当たり前だっという印象を受けるわけですよ。そうじゃなくてそれは県民の皆さんのためにしていただいているんだっというような保障、国民のためにして下さっているんだっという保障をきちんとするというのが所得補償の一環だと思うんですけども、そういう制度を県として作る意思はないでしょうか。

■答弁 伊原木知事

主食である米の問題については国が主導する問題であると考えておりまして、先ほどの県が作る制度というものは考えておりません。

■質問5、資金管理団体の収支報告について

最後に、知事の資金管理団体の収支報告についてうかがいます。

NHKは2月27日、知事が代表者である資金管理団体の収支報告において、知事本人からの寄付や政治資金パーティー収入で、2019（R1）年までの間に、合計1億円が架空の収入として記載されていたということが関係者への取材で明らかになったと報じました。知事が代表者である資金管理団体の問題だけに、「説明責任を果たしてほしい」という声が少なくありません。

知事は3月の定例記者会見で、「すべてを検察に調べていただいて罰金刑との裁定が下った」との認識を示され、「同じ会計責任者が同じようにやっていたということなのだろう」とも述べています。会計責任者らに罰金100万円の略式命令が下された問題は、後援会の収支報告書において、「寄付」と「借入金返済」に虚偽の記載があったというものでした。これと同様に、資金管理団体においても、虚偽の記載があった、報道によると「架空の収入」があったということですが、この点はすでに検察から指摘され、知事もそれを認めている問題だと理解してよろしいでしょうか。お尋ねします。

会計責任者が、なぜ虚偽の記載をしたのか、なぜ知事自身の寄付として「架空の収入」を記載したのか、「法に関する知識が不足していた」との説明ではとうてい納得できません。知事は、検察からの指摘を受けて不適切な記載があったことを知ったということですが、自ら代表者の資金管理団体でこのような問題が起こったことについて、会計責任者からどのような説明を受けたのでしょうか、おうかがいします。

知事はこの間、「会計責任者に任せていた」「後援会や関係者の法律の知識が十分でなかった」とし、「弁護士や公認会計士も入れて正確な処理に努める」と述べられていますが、問題の焦点はそこではありません。知事の後援会への虚偽の寄付に名前が出ているのは知事の父親と複数の親族の方であり、知事が知らないところで起こっていた問題であるとは考えら

れません。また、今回の資金管理団体の問題は、まさに知事自身の責任に帰する問題です。県民や職員の皆さんに、誠意ある説明をおこなっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

■答弁 伊原木知事

お答えいたします。

資金管理団体の収支報告についてのご質問であります。

まず、検察からの指摘についてであります。会計責任者等に確認しているところでは、資金管理団体も含め、私に関係する全ての政治団体の収支について聴取され、真摯に説明してきたとのことであり、指摘を受けて訂正しなければならないものについては、収支報告書を訂正したものと聞いております。

次に、会計責任者からの説明についてであります。会計責任者からは、資金管理団体も含め、私に関係する全ての政治団体の収支について検察から聴取され、真摯に説明してきたとのことであり、指摘を受けて訂正しなければならないものについては、収支報告書を訂正したものと聞いております。

次に、県民等への説明についてであります。私としては、これまで、マスコミからの取材や記者会見などで、わかりうることは全て説明してきたところであります。後援会等が政治資金収支報告書について事実と異なる記載をし、担当者らが処罰を受けたことを真摯に受け止め、県民の皆さまに深くお詫びするとともに、専門の公認会計士らによるチェック体制を整えるなど、再発防止を図っているところであります。以上でございます。

■再質問 森脇議員

今回のこの問題というのは、知事が代表者である資金管理団体の問題だという点で、これまでの後援会の問題とは少しレベルが違うと思うんですね。次元が違うという風に思うんです。私最近その資金管理団体の収支報告書を見ましたけれども、全く訂正されてないんですね、会計のところは。訂正されてない。それは確認されてますか。指摘を受けたところは訂正したっておっしゃったんですけど。

■答弁 伊原木知事

収支報告書を、訂正していないという話であります。専門家、弁護士、公認会計士の先生からの指導を受けて訂正をしなければいけないものについては、訂正できるものについては全て訂正をしたところでございます。

■再々質問 森脇議員

はい。訂正しなければならないこと、指摘を受けたところは訂正された。確かに後援会の分は全部訂正されていたのは私も確認をしました。ということはこの資金管理団体の部分については指摘をされてないんじゃないですか。検査はしてもらったかもしれないけれども、きちんとした形でここが虚偽ですよ、ここが不正確ですよ、そういう指摘は受けてないんじ

ゃないでしょうか。そういう疑いが持たれるんですけどどうでしょう。

■答弁 伊原木知事

私とすれば専門家の方にチェックをしてもらって、訂正しなければならないものについては全て訂正したという認識であります。

■再々質問 森脇議員

実際に訂正されてないですから公表されているのを見てください。だから指摘を受けてないという気がしますね。しかも2019年度までの問題ですから時効なんですね、法的には。だから時効になったものまで検察が調べるかなってというのは、ちょっと不思議なんですね。もし調べていたとすれば時効になっているわけですから。だからやはり知事がきちんと会計責任者にこういう事実があったということ、不適切な記載があったということは認められているわけですけれども、それじゃあこのことを知事が知ったのはいつなんですか。検察のこの指摘を受けた段階で初めて知ったということなんですか。

■答弁 伊原木知事

このこと、という中身が今ちょっと不明確ですけれども、私自身2021年12月にNHKからこの問題を指摘されるまで全く資金管理団体の会計について問題があるということは認識をしておりませんでした。それから少しずつ、内部でも調べたり指摘を受けたりとすることで問題があったということを知ったところでございます。

■再々質問 森脇議員

普通に考えてというのか、私だけなのか分かりませんが、知事に相談もなく知事の名前を使って1000万円もの寄付をしていましたと。お金動いてないから記載は自由にできるかも分かりませんが、知事の承諾なくしてました。また、後援会の問題では親族の方の名前を勝手に使っていました。承諾なくすることってというのがあり得るんでしょうか。皆さんどうですか。不思議で仕方がない。それも知りませんでした、任せきりでした。その点についてはどうなんでしょう。

■答弁 伊原木知事

これまでも答弁をしたかもしれませんが、私自身はこの選挙に関して自分自身そんなに貯金を持ち合わせているわけではないと。あと知識についてはもう全く持ち合わせていないということでしたので、詳しい人にお任せをしていたということでもあります。実際事務所が回せてということが非常に大事なことでありまして、特にまたちゃんと適法に回されてということが大事なわけでありまして、時々この寄付を求められて、私自身の退職金から寄付をすとかっていうことはありましたけれども、それ以上のことは考えていなかったわけでありまして。

■再々質問 森脇議員

はい。ありがとうございました。公職選挙法っていうのは、公正な選挙を進めるという点

から作られております。民主主義に関わる大きな問題だと思えますね。司法では時効で処罰も下ったということで終わった問題かも知りませんが、知事が関わる問題だけに、しかも現職の知事が関わる問題だけにやはり政治的道義責任というのは問われなければならない問題だと思えます。やっぱり納得できないですよ、納得できない。多くの方が納得できるまで、また機会を捉えて質問するかも知りませんが、よろしくお願ひしたいと思えます。県民の皆さんに分かるように機会を捉えて説明をしていただきたいと思えます。以上です。